



もくじ

1. IPP活動報告 10~12月
2. 「2016年ご挨拶」 IPP国際特許事務所10周年
3. 「中小企業の知財経営」
4. 今月のテーマ「特許明細書で始まり明細書で終わる」
5. IPP新メンバー紹介 弁理士・立原 聡
6. IPPよもやま話
「新「CLIP 企業法務知財協会ホームページ」」

IPP活動報告 10~12月

日々の知財業務の他、海外代理人との協議やセミナー等の活動の一部を報告致します。興味があるトピックがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【アジア弁理士会2015@沖縄】

アジア弁理士総会が、2015年11月13日(金)~17日(火)の日程で沖縄で開催されました。

所長・松下が参加し、東南アジアを始め、各国の代理人と情報交換を行ってきました。

日本の知財業界は現在若干元気がないように感じられますが、グローバルビジネスが当たり前になってきたなか、世界の知財業界は活気に満ちています。

日本もこの潮流にのり、特許に限らず、意匠や商標を積極的に知的財産権として、事業展開する／予定がある国に権利化しておくことが必須だと感じます。

保護すべきものがあれば、事業計画や限られた予算の中でも、確り戦略を組むことで、より効果の高い知財保有が可能になります。ともに考え、取り組みたいと思います。

【Hogan Lovells グローバル商標法セミナー】

2015年10月、世界最大級の国際商標チームとして知られる「Hogan Lovells法律事務所」主催の「グローバル商標法セミナー」に参加いたしました。昨年より日本でも導入された非伝統的商標、中国商標の最新情報、メキシコを中心とした知財行使、欧州の商標異議申立の他、OHIMIにより開発された「欧州権利行使データベース(EDB)」について等、幅広く勉強いたしました。ご報告したいことは沢山ありますが、今回は「EDB(欧州権利行使データベース)」についてご紹介いたします。



EDBは欧州の各国執行機関による侵害権の発見や真贋判定をサポートするために設けられた無料で利用できるウェブ上のデータベースです。具体的には、各国当局と商標/意匠権者の情報交換の場になります。既にハウスマークやブランド保護に積極的な企業240社以上が登録し、その利便性や効果が高く評価されているとのことです。ご興味のある方は是非弊所へお問い合わせください。

2016年ご挨拶

年が明け、早くも1月が終わろうとしています。皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年、IPP国際特許事務所は開設から10年目を迎えます。弊所の仕事の約98%は、レポートとご紹介のお客様から頂いております。この10年、安定して成長できたのは、多くのお客様に支えられ、そしてご紹介者の皆様のご指導とお力添えのおかげと深く感謝しております。

これを機に所員一同、一層の努力をして皆様のご愛顧にお応えしていく所存でございます。

知的財産が企業における事業に与える影響は年々増し、多様化かつグローバル化しています。

弊所は、この10年で国内外の様々な分野の優秀な専門家と密な関係を構築してきました。これからは他分野の専門家と組みながら、知的財産の保護に限らず、発明の創作や権利の活用等においても皆様が必要とされる新たなサービスを提供していきます。

今後とも、何卒ご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

IPP国際特許事務所 所長 弁理士 松下 昌弘

「中小企業の知的財産経営」

中小企業においては、売上、利益の確保の観点で、知的財産経営が必要な時代となっています。

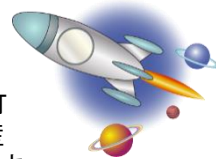
昨年末に話題となったTVドラマの「下町ロケット」に登場していた企業が知的財産経営を実行した企業ではないかと思えます。

知的財産経営とは、開発製造を行う中小企業が日頃から行っている活動の中に、「知的財産」というキーワードを意識した経営に転換を図ることだと思えます。

その経営に必要な活動の一つとして、「知的財産マネジメント」があります。「知的財産マネジメント」とは、開発した技術/製品の成果物である知的財産(発明)を企業の財産として管理することです。その成果物は出願して外部に公開する場合と、製造方法のように秘密性の高いものはノウハウとして管理場合があります。

また、知的財産を管理しておくことにより、知的財産を大企業と対等に戦うための武器として使うことができます。所有している知的財産権が業界におけるコア技術ならばビジネス上優位に立てます。

したがって、開発の成果物はこまめに評価し管理する必要があります。コア技術の知的財産権を所有することにより、大企業からの注文が増え、売上利益に貢献することができます。



また、知的財産は市場での販売の独占権を得るばかりでなく、競合他社から知財攻撃を受けた時のカウンターとしても使用できます。したがって、知的財産を武器として、市場をコントロールすることができ、自らが優位な立場で経営を行うことができます。



また、企業の開発活動には、自社独自開発を行うクローズ型開発と、他社と連携するオープン型開発があります。これら各開発において、自社で知的財産を所有していれば、その知的財産を有効に活用できます。

1. クローズ型開発

大企業と提携することなく独自の技術力で製品開発を行う。この経営において、知的財産を所有していれば、他社との差別化が図られ、基本的に自社単独で市場において優位となります。

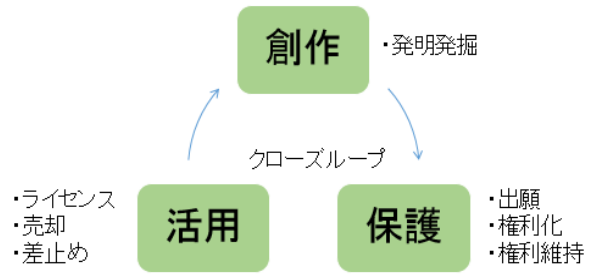
2. オープン型開発

大企業と提携し製品開発を行う。この経営においては、開発投資に所有している知的財産を活用し、投資規模などの事業リスクを軽減することができます。すなわち、知的財産を投資に活用することができます。

また、知的財産は銀行の融資の担保として活用することもでき、土地、設備等の資産と同様に経営に役立つ財産です。

中小企業の活性化の一つとして、知的財産を活用した知的財産経営を戦略的に行う必要があると思います。

特許明細書で始まり明細書で終わる



明細書の**中身**で活用が決まる！！

知財業務は、発明の創作、保護、活用の各ステップをPDCAで回し、クローズループでマネジメントすることが基本であります。言い換えれば、知財業務は、「明細書で始まり明細書で終わる」の考え方であります。

このシステムは、知財推進計画の創作、保護、活用のシステムにも合致しています。そのためにも出願、調査、係争、契約等の各業務を分離することなく、これら各業務との連携を強化することが必要です。

1. 発明の創作

届出発明は知財ポートフォリオを満足できるか？

2. 発明の保護

出願した発明を権利化できるか？

3. 発明の活用

権利化された発明を活用できるか？

知財戦略に沿って明細書を作成する必要があります。従って、知財戦略が変更された場合はその戦略に沿ったものに変更するする必要があります。

届出、そして出願する発明、出願した発明は、知財戦略(自社製品の保護(独占)、クロスライセンスの対応、知財ポートフォリオの補充、模倣品の排除、他社の権利化の阻止等)に合致することを念頭に置き創出、保護、活用の対応を考える必要があります。

戦略会議にて、知財戦略(知財ポートフォリオ)、実施性、特許性、権利化国、権利化の時期等を議論し、出願の可否を決定します。知財担当者は、技術者と密なるコミュニケーションを取り、情報の共有化を行う必要があります。受け身ではなく、技術部門に出向き情報を引き出すことが必要であります。

出願する発明は予め活用を狙ったものでなければなりません。したがって、単発で対応する発明か？ 群で対応する発明か？ を予め決めておく必要があります。この点においても、活用段階と創作段階が密に連携を取ることが必要になってきます。

すなわち、明細書を作成する工程、中間処理を行う工程、権利を活用する工程で情報を共有化し、一体となって業務を進める必要があります。すなわち、知財業務は、明細書で始まり明細書で終わる、概念で行う必要があります。

弁理士・立原よりご挨拶



新しくメンバーとなりました弁理士の立原です。国内外の幅広い事業展開を視野に入れ、真に有効な権利を取得・活用して行くために今何をすべきか、アイデアが生まれたばかりの早い段階から、お客様の視点から考え、ご提案させていただきます。法制度はもちろん、電気・機械分野を中心として、日々生まれる新たな技術に対応できるように日々研鑽しております。

IPPよもやま話

【新「CLIP 企業法務知財協会ホームページ」】

弊社及び(株)プロファウンドで運営している「企業法務知財協会(CLIP)」のホームページが近日、リニューアルオープンします。

CLIPを設立して6年目、日頃の知財業務やCLIPの活動、そして参加企業様とのヒアリングにより、企業法務知財活動において、現場で必要とされているサービスがより具体的になり、そちらを見える化しました。セミナーによる情報提供の他、貴社の知財力アップに貢献したいと考えております。是非新サイトにアクセスをお願いします。(2月上旬公開予定)